

法曹親和会会員 各位

平成21年2月18日

「中間省略登記の代替方法」について研修会のお知らせ

法曹親和会

幹事長 水津正臣

研修委員会委員長 安藤建治

謹啓

法曹親和会の先生方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、法曹親和会研修委員会では、下記の日程で「中間省略登記の代替方法」についての研修会を実施することになりました。

平成17年3月から施行されている改正不動産登記法により、登記申請には登記原因証明情報の添付が義務づけられたことから、従来実務上認められていた中間省略登記の申請が許されなくなりました。

他方、不動産を転売する等の事案では、元の所有者から転買人に直接に所有権移転登記手続きをしたいとの需要も少なからずあり、そのような実務上の要請を改正不動産登記法の下でいかに実現するか検討されてきておりましたが、解決策が明らかになっています。

今回は、この問題について専門的知識を有する米山健也会員のコーディネートにより、外部講師をお招きして、中間省略登記の代替的な登記手続について最新の登記実務の到達点について講演していただくことになりました。

今回の研修会では、不動産取引について依頼者から相談される際に、必ず役立つ最新でタイムリーな知識・情報を会員の皆様にご提供できるものと確信しておりますので、是非とも多くの会員のご参加を御願ひ申し上げます。

敬白

記

平成21年3月9日（月） 午後6時から8時30分 東弁508号室ABC

講師：相馬計二 先生（司法書士・桐蔭横浜大学法学部客員教授）

片桐みゆき 先生（司法書士・相馬司法事務所）